

令和7年度

徳島県小学生バレーボール連盟

理事会・評議員会議案書

日時 令和7年3月15日（土）
午前 10時
場所 八万中央コミュニティセンター

徳島県小学生バレーボール連盟

次 第

1. 開 会

2. 会 長 挨 拶

3. 報 告 事 項

(1) 日本小学生バレーボール連盟評議員会

(2) 委員会報告

①総務委員会

②競技委員会

③審判規則委員会

④指導普及委員会

(3) その他

4. 議 案

(1) 令和5・6年度事業報告について

(2) 令和6年度決算報告について

(3) 令和7・8年度役員（案）について

(4) 令和7年度事業計画（案）について

(5) 令和7年度予算（案）について

(6) 令和7年度団登録について

(7) その他

5. そ の 他

6. 閉 会

令和 5 ・ 6 年度事業報告について

(1) 令和 5 年度 徳島県バレーボール小学生新人大会

- ①日時 令和 6 年 3 月 2 3 日 (土) 2 4 日 (土) 3 0 日 (土)
②場所 小松島市立体育館
③参加チーム (男子 4 チーム, 女子 2 4 チーム, 混合 1 5 チーム)
④成績

	優 勝	準優勝	第 3 位
男 子	南部	助任	／
女 子	北島	岩脇	三庄・新開
混 合	津田	川内北	小松島・那賀川

(2) 第 4 4 回全日本バレーボール小学生大会徳島県大会

- ①日時 令和 6 年 6 月 2 2 日 (土) 2 3 日 (日) 2 9 日 (土)
②場所 うだつアリーナ
③参加チーム (男子 6 チーム, 女子 2 7 チーム, 混合 1 5 チーム)
④成績

	優 勝	準優勝	第 3 位
男 子	川内北	南部	松茂 S ・ 岩脇
女 子	岩脇	板野	千松・北島
混 合	津田	小松島	松茂 J ・ 那賀川

⑤全国大会参加 (8 / 6 ~ 9 関東地方) 男: 川内北 女: 岩脇 混: 津田

⑥四国大会参加 (1 0 / 2 6 ・ 2 7) 愛媛

男子		女子		混合	
南部	1 組 4 位	板野	1 組 2 位	小松島	1 組 2 位
岩脇	2 組 3 位	千松	2 組 2 位	松茂 J	2 組 4 位
		北島	3 組 1 位		

(3) 令和 6 年度第 3 7 回 徳島県バレーボール小学生選手権大会

- ①日時 令和 6 年 8 月 1 7 日 (土) ・ 2 4 日 (土) ・ 2 5 日 (日)
②場所 とくぎんトモニアリーナ・日本フネン市民プラザ
③参加チーム (男子 4 チーム, 女子 2 8 チーム, 混合 1 7 チーム)
④成績

	優 勝	準優勝	第 3 位
男 子	南部	新町	松茂 S ・ 岩脇
女 子	岩脇	北島	突喰・三庄
混 合	津田	助任	川内北・小松島

(4) 令和 6 年度徳島県小学生バレーボール連盟冬季育成大会

- ①日時 令和 7 年 2 月 8 日 (土)
②場所 うだつアリーナ
③参加チーム (男子 1 0 チーム, 女子 1 3 チーム)
④成績

	男子	女子 1 組	女子 2 組
優勝	松茂 S	生比奈	北島

(5) 令和 6 年度 徳島県バレーボール小学生新人大会

- ①日時 令和 7 年 3 月 2 2 日 (土) ・ 2 3 日 (日) ・ 2 9 日 (土)
②場所 小松島市立体育館
③男子 1 ・ 2 位及び女子ベスト 4 のチームを「第 4 5 回全日本バレーボール小学生大会徳島県大会」の組み合わせ抽選会で、日本バレーボール協会競技規則に則りシードする。

(7) 講習会・練習交歓会

- ①令和 6 年度 全国審判規則伝達講習会 令和 6 年 4 月 1 3 ・ 1 4 日
②令和 6 年度 審判規則伝達講習会 (中止)
③全国・四国大会出場チーム練習交歓会 (中止)

(8) その他

- ①令和 6 年度 徳島県スポーツ少年団バレーボール交流大会 2 / 8
②令和 6 年度 徳島県小学生優秀選手表彰
ア. 表彰者 男子 5 名, 女子 2 1 名
イ. 徳島県小学生バレーボール連盟冬季育成大会において表彰

第2号議案

令和6年度決算報告について
令和6年度会計決算書について [R6.3.1～R7.2.28]

1. 収入の部 △は減

科 目	予 算 額	本年度決算額	比較増減額	内 訳
繰越金	529,607	325,975	△ 203,632	前年度繰越金
登録料	390,000	468,000	78,000	6,000×83団体
参加料	540,000	560,000	20,000	新人大会 (4,000×39) 全国大会 (4,000×51) 選手権大会 (4,000×52)
補助金	150,000	250,000	100,000	全国大会運営費等
雑収入	40,393	72,767	32,374	配賦金・利子等
合 計	1,650,000	1,676,742	26,742	

2. 支出の部

科 目	予 算 額	本年度決算額	比較増減額	内 訳
事務費	83,000	31,414	△ 51,586	郵送費 7,414 事務費ﾌﾟﾛｯｸ 24,000 事務用品費 0 印刷費 0 通信費 0
事業費	889,000	828,561	△ 60,439	会場費 545,008 役員費 15,000 食料費 102,087 用具費 90,390 表彰費 76,076
旅費	200,000	130,400	△ 69,600	四小連関係 120,000 日小連関係 10,400
会議費	55,000	55,000	0	会議等 55,000
分担金	340,000	392,660	52,660	日小連分担金 30,660 四小連分担金 50,000 県協会登録費 312,000
予備費	43,000	33,440	△ 9,560	生花代 33,440
引当金	40,000	40,000	0	四国大会運営引当金 40,000
合 計	1,650,000	1,511,475	△ 138,525	

以上	収入の部決算額	1,676,742 円
	支出の部決算額	1,511,475 円
	差し引き	165,267 円

上記について会計監査をした結果、関係諸帳簿は正しく記載されており、その内容も妥当であることを認めます
令和7年3月8日

監 事 石 田 隆 志
監 事 藤 本 賢 一

第3号議案

令和7・8年度 徳島県小学生バレーボール連盟役員一覧（案）

顧問	黒田 浩	松尾 孜	嵩原 彰	中村 昌生
参 与	佐川伸一郎	清川 逸夫	谷原 強	
監 事	石田 隆志	（県協会）	藤本 賢一	（小連）
会 長				
副 会 長				
理 事 長				
副理事長				

委員会構成

委 員 会	委 員 長★	副委員長★	理 事
総務委員会			
競技委員会			
審判規則委員会			
指導普及委員会			

各ブロック

ブロック	常務理事★	総務担当理事	競技委員会	審判規則委員会
徳島				
鳴門				
阿南・那賀				
小松島				
阿波・吉野川・名西				
美馬・三好				
板野・名東				
海部				

事務局

--

第4号議案

令和7年度事業計画（案）について

- (1) 第45回全日本バレーボール小学生大会徳島県大会
 - ①日時 令和7年6月21日（土）・22日（日）・28日（土）
 - ②場所 うだつアリーナ
 - ③全国大会参加（8/4～7）東京・神奈川・千葉、男・女・混優勝チーム
 - ④四国大会参加（7月26・27日）南国市立スポーツセンター
男2位・3位チーム、女2位・3位チーム、
混合2位・3位チーム
- (2) 令和7年度 徳島県バレーボール小学生選手権大会（第37回）
 - ①日時 令和7年8月23日（土）・24日（日）・30日（土）
 - ②場所 うだつアリーナ
 - ③大会の結果により、優秀チームを「第23回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会」の候補チームとして、徳島県小学生バレーボール連盟が徳島県スポーツ少年団に推薦する。（女子のみ）
- (3) 令和7年度 徳島県バレーボール小学生新人大会
 - ①日時 令和8年3月20日（金）・28日（土）・29日（日）
 - ②場所 とくぎんトモニアリーナ・小松島市立体育館
 - ③男子1・2位及び女子ベスト4のチームを「第46回全日本バレーボール小学生大会徳島県大会」の組み合わせ抽選会で、日本バレーボール協会競技規則に則りシードする。
- (4) 講習会等
 - ①全国審判規則伝達講習会
ア. 日時 令和7年4月12・13日
イ. 場所 東京
 - ②審判規則講習会
ア. 日時 未定
イ. 場所 未定
 - ③指導者講習会
ア. 日時 未定
イ. 場所 未定
 - ④審判規則伝達講習会 徳島県バレーボール協会主催
ア. 日時 令和7年4月13日（日）（予定）
イ. 場所 未定
 - ⑤全国・四国大会出場チームラインジャッジ講習会
ア. 日時 未定
イ. 場所 未定
- (5) その他
 - 令和7年度 徳島県スポーツ少年団バレーボール交流大会
ア. 日時 令和8年2月11日（水）
イ. 場所 松茂町総合体育館

令和 7 年度予算（案）について

令和 7 年度予算書について [R7. 3. 1～R8. 2. 28]

1. 収入の部

△は減

科 目	予 算 額	前年度予算額	比較増減額	内 訳
繰越金	165, 267	529, 607	△ 364, 340	前年度繰越金
登録料	420, 000	390, 000	30, 000	6000×70団体
参加料	810, 000	540, 000	270, 000	新人大会 (6, 000×45) 全国大会 (6, 000×45) 選手権大会 (6, 000×45)
補助金	200, 000	150, 000	50, 000	全国大会運営費等
雑収入	54, 733	40, 393	14, 340	配賦金・利子等
合 計	1, 650, 000	1, 650, 000	0	

2. 支出の部

科 目	予 算 額	前年度予算額	比較増減額	内 訳
事務費	51, 000	83, 000	△ 32, 000	郵送費 15, 000 事務費ブロック 24, 000 事務用品費 6, 000 印刷費 5, 000 通信費 1, 000
事業費	930, 000	889, 000	41, 000	会場費 650, 000 役員費 20, 000 食料費 60, 000 用具費 100, 000 表彰費 100, 000
旅 費	190, 000	200, 000	△ 10, 000	四小連関係 150, 000 日小連関係 40, 000
会議費	55, 000	55, 000	0	会議等 55, 000
分担金	360, 000	340, 000	20, 000	日小連分担金 30, 000 四小連分担金 50, 000 県協会登録費 280, 000
予備費	24, 000	43, 000	△ 19, 000	雑費 24, 000
引当金	40, 000	40, 000	0	四国大会 40, 000
合 計	1, 650, 000	1, 650, 000	0	

但し、必要に応じて科目間の流用を認める。

第 6 号議案

令和 7 年度の登録について

1 J V A（日本バレーボール協会）への登録

3 月初旬以降にパソコンや携帯電話など、インターネットが使える環境で
(<http://jvamrs.jp>) にアクセスし、チームを登録する。

「個人登録費の金額（小学生は500円，指導者は2,000円）」と，「支払い方法
（小連はチーム一括払）」を周知し，登録を促してください。

※ネット手続きが終了していても，登録費が納入されていなければ登録されない。
ウ登録してきた選手を「自分のチームのマイページ」で承認してください。

※ J V A（日本バレーボール協会）への登録には特に締め切りはありませんが，事務の都合上
「県協会への登録（4月20日ごろ）」とあわせてください。
また，全国大会予選の1ヵ月前までには追加登録をお願いします。

2 徳島県バレーボール協会への登録

①徳島県バレーボール協会加盟チーム登録届に必要な事項を記入する。

【記入の諸注意】

- ・「種別」→「小学生」
 - ・「加盟登録番号」・「登録年月日」は記入しない。
 - ・チーム名はできるだけ簡略化する。
例 「徳島ジュニアバレーボールクラブ」 → 「徳島 J V C」
 - ・「チーム所在地」・「担当者連絡先・住所・氏名」は，何丁目・番地まで詳しく書く。
 - ・「有資格者」には，「日本小学生バレーボール連盟指導者講習会」の資格は含まれない
ので記入しない。
 - ・選手の「氏名・学年・身長・学校名」を記入する。
- ②登録料「**6000円**」を郵便振替で納め，払込票のコピーを申込み時に添付すること。
- ③「**4月20日**」までに登録完了すること。（各ブロック担当者へ送付する）

1 徳島県小学生バレーボール連盟規約

第1章 名 称

第1条 本連盟は、徳島県小学生バレーボール連盟と称する。

第2章 目 的

第2条 本連盟は、徳島県内における小学生バレーボール団体を統轄し、小学生バレーボールの普及発展を図り、もって小学生の心身の健全な発達に寄与し、その育成に努めることを目的とする。

第3章 事 業

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 小学生バレーボール競技大会の開催
2. 小学生を対象とするバレーボール教室の開催
3. 小学生バレーボールに関する指導者の育成と指導者講習会・研修会の開催
4. 小学生バレーボールに関する競技規則および施設用具の調査研究
5. その他、本連盟の目的を達成するために必要な事業

第4章 組 織

第4条 本連盟は、前条の目的に賛同する徳島県内の小学生バレーボールチーム及び個人をもって組織する。

第5章 役 員

第5条 本連盟には、次の役員を置く。

会 長	1 名	副会長	若干名	評議員
理事長	1 名	副理事長	若干名	常務理事
理 事		監 事	2 名	他に顧問、参与を置くことができる。

第6条 役員の任期はすべて2年とし、留任は妨げない。

第7条 会長及び副会長は、評議員会において選出する。

第8条 会長は本連盟の業務を統括し、連盟を代表する。

第9条 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、その職務を代行する。

第10条 顧問、参与は評議員会において推挙し、会長がこれを委嘱する。

第11条 理事長、副理事長は常務理事会において選出し、会長がこれを委嘱する。

第12条 理事長は会務を掌理し、常務理事会・理事会の決するところに従い、会務を執行する。

第13条 副理事長は、理事長に事故のあるとき、その職務を代行する。

第14条 常務理事は、理事の互選によって選ばれた正副委員長とし、会長がこれを委嘱する。

第15条 常務理事会は、会長・副会長及び常務理事をもって組織し事務を処理執行する。

第16条 理事は評議員会において選出し、会長がこれを委嘱する。本部理事は、各委員会の委員長が推薦し、常務理事会において承認する。各部とも3名を上限とし、任期中の交替を認める。

第17条 監事は評議員会において推挙し、会長がこれを委嘱する。

第18条 監事は会計を監査する。

第19条 評議員は本連盟に加盟する団体より1名および個人から選出する。

第6章 会 議

第20条 評議員会は、毎年1回会長が召集して議長となり、予算、決算、役員の選出、規約の改正、およびその他重要事項を協議決定する。

第21条 理事会は、会長・副会長および理事をもって組織し、評議員会の決定するところに基づき、一般会務を執行する。

第22条 常務理事会は、理事長が召集してその議長となる。

第23条 すべての役員会における議事は、出席役員の過半数の議決をもって定める。

第7章 委員会

第24条 本会には、理事会の定めるところにより必要な委員会を設けることができる。

第25条 委員会に関する規定は、理事会において別にこれを定める。

第8章 経 理

第26条 本連盟の経費は、登録料・競技参加料及び補助金・その他の収入をもってあてる。

第27条 本連盟の会計年度は、毎年3月1日に始まり、2月末日に終わる。

第9章 雑 則

第28条 本連盟は徳島県バレーボール協会ならびに日本小学生バレーボール連盟の加盟団体とする。

第29条 本連盟の規約は昭和54年6月30日より施行する。

昭和58年4月10日 一部改訂

昭和59年3月20日 一部改訂

平成19年3月18日 一部改訂

平成23年3月20日 一部改訂

2 徳島県小学生バレーボール連盟委員会規定

第1章 総 則

第1条 この規定は、徳島県小学生バレーボール連盟規約第24・25条の規定に基づき設置された各委員会に関することを定める。

第2条 第1条の各委員会として、次の委員会を設置する。

- | | | |
|-----------|-----------|---------|
| 1 総務委員会 | 2 指導普及委員会 | 3 競技委員会 |
| 4 審判規則委員会 | | |

第2章 所管事項

第3条 この委員会は、理事会又は常務理事会の委嘱を受けて次の事項について審議し、これを処理する。

第4条 総務委員会は、庶務、経理等に関する事項や処理にあたる。

第5条 指導普及委員会は、指導普及、調査研究、表彰等に関する事項や処理にあたる。

第6条 競技委員会は、競技会の開催、競技者の登録等に関する事項や処理にあたる。

第7条 審判規則委員会は、審判員の養成、競技規則の研究と審判員の派遣に関する事項や処理にあたる。

第3章 委員及び役員

第8条 各委員会の委員は、理事の内から会長が委嘱する。

第9条 各委員会には、委員長、副委員長各2名を置く。委員長、副委員長は理事の内から会長が委嘱する。

第10条 委員長は、委員会を代表し委員会の会務を掌理する。

第11条 副委員長は、委員長が事故のあるとき、その職務を代行する。

第4章 任 期

第12条 委員及び役員の任期は、2ヶ年とする。但し、再任を妨げない。

第5章 委員会

第13条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

第14条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数の時は、議長がこれを決定する。

第15条 緊急を要するための委員会に付議することが困難なときは、委員長がこれを決定することができる。但し、次の委員会に報告して承認を受けなければならない。

第16条 会長、副会長、理事長、副理事長、各委員長は、各委員会に出席して意見を述べることができる。

第6章 本規定の変更

第17条 この規定は、理事会の議決を受け変更することができる。

昭和58年 4月10日より施行する。

平成 6年 3月19日 一部改訂

平成17年 5月 7日 一部改訂

平成19年 3月18日 一部改訂

3 徳島県小学生バレーボール連盟加盟団体登録および個人登録規定

第1条 徳島県小学生バレーボール連盟（以下連盟という）並びに徳島県バレーボール協会が主催または共催する大会に出場しようというチームは、この規定により連盟に有効に登録された団体及びその構成員でなければならない。

第2条 連盟の加盟団体は、本規定の定めるところにより、その団体および構成員が公益財団法人日本バレーボール協会ならびに連盟に登録された団体（以下「登録団体」という）でなければならない。

1 加盟登録しようとする団体は、JVA-MRSでチーム登録を済ませるとともに、連盟所定の書式に必要事項を記載し申請するものとし、両方の登録をもって登録完了とする。

① 登録料の支払いが完了し、連盟が確認し承認したことををもって登録完了となる。

2 原則として毎年4月末日までに連盟に登録申請することとし、その有効期間は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

3 公益財団法人日本小学生バレーボール連盟（以下「日小連」という）加盟団体登録および個人登録規定に準じて連盟登録を行うが、原則として連盟の定める規定が優先するものとする。

第3条 競技会参加は、登録団体でなければならない。1登録団体より複数チーム出場することができる。

第4条 団体の登録構成員の資格は、次によるものとする。

1 徳島県内に所在する小学生バレーボール競技団体に属する者。

2 社会体育としての子供会活動、スポーツ少年団、スポーツ教室等でバレーボールを種目としている団体に属する者。

3 学校のクラブ活動、または学校でバレーボールを行っている団体に属する者。

4 その他いかなる母体形態を問わず、小学生を対象として編成されたバレーボール競技団体に属する者。

5 適切な世話人もしくは指導者を有し、継続的に活動が続ける団体に属する者。

6 同一都道府県の国・公・私立小学校に在籍し、あるいは在住している者で、4月1日現在12才未満の者。

7 日小連または連盟の主催または主管する競技会への参加において、ベンチに入る役員はすべて、JVA-MRSで個人登録を完了した者であること。

第5条 小学生として登録する登録構成員の登録は1人1団体を原則とする。

第6条 登録団体は、その登録構成員に追加あるいは取り消しがある場合には遅滞なく届け出て確認を求めなければならない。但し、原則として同一年度内における登録構成員の他登録団体への変更は認めない。事情により同一年度内の他団体への登録を求める場合は、連盟に申し出ること。

1 毎年5月1日以降に申請された登録及び登録構成員の追加の届け出は、当該大会参加申し込みまでに完了した場合効力を発生するものとする。

第7条 登録に虚偽の申請をし、その他本規定に反したときは、合法的であってもアマチュアスポーツマンシップ精神に反すると連盟が認めたときは、登録団体または登録構成員に対し、登録を拒み、または取り消しあるいは一定期間、競技会の参加並びに出場を停止することがある。

第8条 大会参加並びに出場については、本規定のほか、各大会参加要項を併用して適用する。

附 則 本登録規定は、昭和54年 6月30日より施行する。

昭和58年 4月10日 一部改訂

平成18年 3月19日 一部改訂

平成23年 3月20日 一部改訂

平成25年 3月16日 一部改訂

平成27年 3月22日 一部改訂

平成28年 3月20日 一部改訂

平成29年 3月18日 一部改訂

平成31年 3月16日 一部改訂

第 3 号議案

令和 7 ・ 8 年度 徳島県小学生バレーボール連盟役員一覧（案）

顧 問	黒田 浩	松尾 孜	嵩原 彰	中村 昌生
参 与	佐川伸一郎	清川 逸夫	谷原 強	中岡朝太郎
監 事	石田 隆志	（県協会）	藤本 賢一	（小連）
会 長	大島 孝文			
副 会 長	前田 和成	川西 喜久	所久保清美	
理 事 長	月岡 浩司			
副理事長	黒山 寛	山田 隆司	藤村 孝志	

委員会構成

委 員 会	委 員 長★	副委員長★		理 事
総務委員会	（月岡 浩司）	金久小夜子	吉田 優香	
競技委員会	（山田 隆司）	田中 一郎	林 誠	笠井 秀夫
審判規則委員会	（川西 喜久）	上久保京子	石橋 将哉	小原 博士 近藤 慶卓
指導普及委員会	（藤村 孝志）	野上 貞之	近藤 直己	

各ブロック

ブロック	常務理事★	総務担当理事	競技委員会	審判規則委員会
徳島	炭谷 正博	吉田 敬治	山崎 敦央	藤澤 晶
鳴門	田村 匡史	堀江 一重	横瀬 剛明	岩野 角雄
阿南・那賀	仁木 康之	福良 光章		
小松島	（野上 貞之）	丸山美由紀	株田 晶明	谷崎 敏治
阿波・吉野川・名西	（近藤 直己）	阿部 健治	堰 稔秀	工藤 雪美
美馬・三好	香川 敬一	矢川 淳一	（田中 一郎）	（近藤 慶卓）
板野・名東	滝 利人	橋本 梢		
海部	宍戸 菊雄	野田幸由利	上田 愛乃	（宍戸 菊雄）

事務局

779-3112 徳島市国府町芝原字野神 9 1 - 9	月 岡 浩 司 気付	090-7143-6085
------------------------------	------------	---------------